

他市条例対照表（その2）

	江南市市民参加条例	稲沢市市民参加条例	安城市市民参加条例	安城市市民協働推進条例
施行日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成23年4月1日	平成24年10月1日
住民投票	市民まちづくり基本条例に規定済みだが、未制定	未制定	自治基本条例に制定済みだが、未制定	
施行日				
目的	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、江南市市民自治によるまちづくり基本条例（平成23年条例第1号。以下「まちづくり基本条例」といいます。）第19条第2項の規定に基づき市民参加の基本的な事項を定め、その推進を図ることにより、市民自治によるまちづくりの推進に寄与することを目的とします。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市民が市政に参加するための基本的な事項を定め、市民及び市の責務を明らかにすることにより、市民及び市が協働によるまちづくりを推進するとともに、魅力ある自立性の高い地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、安城市自治基本条例(平成21年安城市条例第24号)第14条の規定に基づき、市民参加の基本的な事項を定めることにより、市民参加の推進を図り、もって市民が主役の自治の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、安城市自治基本条例(平成21年安城市条例第24号)の規定に基づき、市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、市民協働の推進を図り、もって市民協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p>
定義	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 まちづくり基本条例第3条第1号に規定する市民及び同条第2号に規定する事業者等をいいます。</p> <p>(2) 市民参加 市民が、執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程に参加し、自らの意思を表明し、市の意思決定に主体的にかかわることをいいます。</p> <p>(3) 執行機関等 まちづくり基本条例第3条第4号に規定する執行機関等をいいます。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。</p> <p>(2) 市民参加 市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において広く市民の意見を反映させるとともに、市民及び市が協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。</p> <p>(3) 協働 市民及び市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。</p> <p>(4) 実施機関 市長その他の執行機関をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含む。)をいう。</p> <p>(2) 市長その他の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 市民参加 市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動することをいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民協働 市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を生かして補完し合い、協力することをいう。</p> <p>(2) 市民活動 営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。 ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの</p> <p>(3) 市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含む。)をいう。</p> <p>(4) 地域団体 町内会等地域で生活することを縁とした団体をいう。</p> <p>(5) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。</p> <p>(6) 事業者 営利を目的とする事業を営む個人又は法人をいう。</p>
基本原則		<p>（基本原則）</p> <p>第3条 市民参加の基本原則は、次のとおりとする。</p> <p>(1) すべての市民が参加できること。</p> <p>(2) 市民の自主性が尊重されること。</p> <p>(3) 市民及び市が情報を共有すること。</p>	<p>（基本原則）</p> <p>第3条 市民参加は、市民に等しくその機会が保障されることにより行われるものとする。</p> <p>2 市民参加は、市民及び市長その他の執行機関が互いの役割を理解し、尊重することにより行われるものとする。</p> <p>3 市民参加は、市民及び市長その他の執行機関が情報を互いに提供し、共有することにより行われるものとする。</p>	<p>（基本理念）</p> <p>第3条 市民協働は、次に掲げる理念にのっとり推進するものとする。</p> <p>(1) 互いに自立し、自主的に行動すること。</p> <p>(2) 互いを尊重し、対等な関係を保つこと。</p> <p>(3) 互いの考えを理解するよう努め、特性を生かすこと。</p> <p>(4) 目標を共有し、その達成に努めること。</p>

				(5) 情報の公開に努め、透明性を確保すること。 (6) 活動を互いに評価し、改善に努めること。
市民の責務		(市民の責務) 第4条 市民は、施策等の企画立案及び評価のそれぞれの過程において、公共の利益を考慮することを基本として市民参加に努めなければならない。 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って積極的な市民参加及び協働に努めなければならない。 3 市民は、市民相互の意見を尊重し、民主的な市民参加に努めなければならない。	(市民の責務) 第4条 市民は、市政への関心を高め、市民参加に関して理解を深めるよう努めるものとする。 2 市民は、自らの発言及び行動に責任を持ち、自主的かつ積極的に市民参加をするよう努めるものとする。 3 市民は、市民相互の意見(提案を含む。以下同じ。)を尊重し、市全体の利益を考慮して市民参加をするよう努めるものとする。	(市民の役割) 第4条 市民は、まちづくりの担い手としての自覚を持ち、市民活動への理解を深め、市民協働に努めるものとする。
執行機関の責務		(市の責務) 第5条 市は、市民に施策等の企画立案及び評価について分かりやすい情報の提供に努め、市民参加の機会を設けるとともに、公共の利益に配慮して市民の意見を反映させるよう努めなければならない。 2 市は、施策等の実施において市民参加を推進するよう努めなければならない。	(市長その他の執行機関の責務) 第5条 市長その他の執行機関は、市民参加の機会を積極的に提供するものとする。 2 市長その他の執行機関は、市政に関する情報をわかりやすく市民に提供するよう努めるものとする。 3 市長その他の執行機関は、市民の意向を的確に把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。	(市の役割) 第8条 市は、市民協働の推進のための環境整備に取り組み、総合的に施策を策定し、及び実施するものとする。
コミュニティの役割及び責務				(地域団体の役割) 第5条 地域団体は、地域の特性を生かし、市民協働に努めるものとする。 (市民活動団体の役割) 第6条 市民活動団体は、市民活動の社会的意義を認識し、その活動が理解されるよう取り組み、市民協働に努めるものとする。 (事業者の役割) 第7条 事業者は、地域社会の一員として市民活動に対する理解を深め、自らが有する資源を活用して市民活動を支援し、市民協働に努めるものとする。
議会の役割				
市民参加の継続の対象	(市民参加の対象) 第3条 執行機関等は、次に掲げる事項(以下「対象事項」といいます。)を行うときは、市民参加を求めるものとします。 (1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更 (2) 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定又は変更 (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (5) 行政評価	(市民参加の対象) 第6条 実施機関は、次に掲げる施策等を実施しようとする場合は、市民参加を求めなければならない。ただし、緊急その他のやむを得ない理由があるときは、この限りでない。 (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当	(市民参加の対象) 第6条 市長その他の執行機関は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を実施しようとするときは、市民参加を求めなければならない。 (1) 市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (2) 総合計画又は市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (3) 広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (4) 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更	

		と認められるもの		
除外規定	<p>2 執行機関等は、前項の規定にかかわらず、対象事項が次の各号のいずれかに該当するときは、市民参加を求めないことができます。</p> <p>(1) 軽易なもの</p> <p>(2) 緊急に行わなければならないもの</p> <p>(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するもの</p> <p>(4) 執行機関等の内部の事務処理に関するもの</p> <p>(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの</p> <p>(6) 執行機関等の権限に属さないもの</p> <p>3 執行機関等は、対象事項以外のものであっても、市民の関心の高さ、市民生活への影響等を考慮して、可能な限り適切な方法により市民参加を求めるよう努めるものとします。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができる。</p> <p>(1) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの</p> <p>(2) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの</p> <p>(3) 市の機関内部の事務処理に関するもの</p> <p>3 実施機関は、第1項ただし書の規定により市民参加を実施しなかったときは、その理由を公表しなければならない。</p>	<p>2 市長その他の執行機関は、前項の規定にかかわらず、対象事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加を求めないことができる。</p> <p>(1) 軽易なもの</p> <p>(2) 緊急に行わなければならないもの</p> <p>(3) 法令等の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの</p> <p>(4) 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの</p> <p>(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの</p> <p>3 市長その他の執行機関は、前項の規定により市民参加を求めないこととしたときは、その理由を公表するものとする。</p> <p>4 市長その他の執行機関は、対象事項以外の事項にあっても、市民参加を求めるよう努めるものとする。</p>	
市民参加の手法等	<p>(市民参加手続)</p> <p>第4条 執行機関等は、前条第1項又は第3項の規定に基づき市民参加を求めるときは、次に掲げる方法(以下「市民参加手続」といいます。)のうち、適切な方法により実施するものとします。</p> <p>(1) 審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置された機関(市の政策の策定等を審議するものに限り、)又は市民の意見を市政に反映させることを主な目的として設置された機関に執行機関等が諮問等を行うことにより意見を求める一連の手続をいいます。以下同じです。)</p> <p>(2) パブリックコメント(市の政策を策定するに当たり、執行機関等がその政策の趣旨、内容等の必要事項を広く市民に公表し、これに対して提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、それらの意見の内容、執行機関等の考え方等を公表する一連の手続をいいます。以下同じです。)</p> <p>(3) 市民懇談会(市の政策を策定するに当たり、執行機関等が市民に対して、その政策の趣旨、内容等の説明を行い、市民と執行機関等が意見を交換する一連の手続をいいます。以下同じです。)</p> <p>(4) ワークショップ(市の政策を策定するに当たり、市民間で又は市民と執行機関等が議論することにより、執行機関等が市民の意見の方向性を把握する一連の手続をいいます。以下同じです。)</p> <p>(5) アンケート(市の政策を策定するに当たり、執行機関等が調査項目を設定して一定期間内に市民から回答を求め、その結果を公表する一連の手続をいいます。以下同じです。)</p> <p>(6) 市民政策提案(市民が市の政策を執行機関等に提案し、その提案を執行機関等が検討し、意思決定を行うとともに、その提案の内容、執行機関等の考え方等を公表する一連の手続</p>	<p>(市民参加手続の方法)</p> <p>第7条 実施機関は、それぞれの対象事項にふさわしい効果的な方法として、次に掲げる市民参加の手続(以下「市民参加手続」という。)のうち1つ以上を実施しなければならない。</p> <p>(1) 審議会等(附属機関及びそれに類する合議制の組織をいう。)の設置</p> <p>(2) パブリック・コメント手続(実施機関が行政活動の趣旨及び内容を公表した上で、これに対する市民からの意見を求める手続をいう。)</p> <p>(3) ワークショップ手続(市民と実施機関及び市民相互の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする手続をいう。)</p> <p>(4) 公聴会手続(市の施策等に対して広く市民の意見を聴くため、実施機関が行う会合を開催する手続をいう。)</p> <p>(5) アンケート調査(一定の質問形式で市民に意見を問う調査をいう。)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適当と認める方法</p>	<p>(市民参加の方法)</p> <p>第7条 市長その他の執行機関が市民参加を求める場合の市民参加の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。))及びこれに類するものをいう。以下同じ。)への付議</p> <p>(2) パブリックコメント(市長その他の執行機関が、施策の趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、これに対する市民からの意見を求める手続をいう。以下同じ。)の実施</p> <p>(3) 市民説明会(市長その他の執行機関が施策の趣旨、目的、内容その他必要な事項の説明を行い、これに対して市民と市長その他の執行機関が意見交換をする集まりをいう。)の開催</p> <p>(4) ワークショップ(市民と市長その他の執行機関又は市民同士が議論することにより、市民の意見の方向性を見出すことを目的とする手続をいう。)の実施</p> <p>(5) その他市長その他の執行機関が適当と認める方法</p>	

	をいいます。以下同じです。） (7) その他執行機関等が適当と認める方法			
市民参加の実施 (マツチングルール)		(実施及び評価過程の市民参加手続の研究) 第8条 実施機関は、施策等の実施及び評価の過程における市民参加手続を研究し、その実施に努めるものとする。	(市民参加の実施) 第8条 市長その他の執行機関は、市民参加を求める場合は、意思決定前の適切な時期に、対象事項の性質、影響及び関心度を考慮して、前条各号に掲げる方法のうちから適切と認める1以上の方法により行うものとする。ただし、対象事項が特に市民に及ぼす影響が大きいと認めるときは、2以上の方法を併用するものとする。 2 市長その他の執行機関は、市民以外の者で対象事項について利害関係を有するものがあるときは、その者に対して前項の規定による市民参加を求めるよう努めるものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、法令等の規定により市民参加の方法が定められている場合は、その方法によるものとする。	
市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表	(市民参加手続の実施時期及び公表) 第5条 執行機関等は、政策の形成、執行及び評価の過程における適切な時期に、市民参加手続を行うものとします。 2 執行機関等は、市民参加手続を行うときは、その内容、実施時期等について、できる限り早い時期に、市民に分かりやすい方法で公表するものとします。	(実施予定、実施状況及び結果の公表) 第10条 実施機関は、市民参加の実施予定、実施状況及びその結果を公表しなければならない。ただし、稲沢市行政情報公開条例(昭和58年稲沢市条例第16号)第6条第1項各号に掲げる事項にあつては、この限りでない。	(実施状況及び実施予定の公表) 第14条 市長は、毎年度、市民参加の実施状況及び実施予定を取りまとめ、これを公表するものとする。	
公表の方法	(公表の方法) 第7条 執行機関等は、市民参加手続に関する事項の情報を、次の各号のいずれかの方法により市民に公表するものとします。 (1) 公表する事項を所管する部署の窓口での供覧又は配布 (2) ホームページへの掲載 (3) 広報紙への掲載 (4) その他執行機関等が適当と認める方法			
広聴			(広聴) 第15条 市長その他の執行機関は、市民参加を推進するため、手紙、電子メール、市民との直接的な対話等により、市民の意向の把握に努めるものとする。	
審議会等	(審議会等の委員の選任) 第8条 執行機関等は、審議会等の委員を選任するときは、1人以上を公募により選考するものとします。ただし、法令等に委員の構成が定められているとき、高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であるときその他正当な理由があると執行機関等が認めるときは、この限りではありません。 2 執行機関等は、審議会等に公募による委員を置かないときは、その理由を公表するものとします。		(審議会等) 第9条 市長その他の執行機関は、審議会等の委員として選任する者には、原則として公募による市民を含めるものとする。 2 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。 3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、当該委員の氏名、選任の区分及び任期を公表するものとする。	

	<p>3 執行機関等は、審議会等の委員の選任に当たっては、男女比、委員の在期数、他 の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見を反映するよう努めるものとします。</p> <p>4 執行機関等は、審議会等の委員を公募により選任するときは、次に掲げる事項を公表するものとします。</p> <p>(1) 審議会等の名称及び内容</p> <p>(2) 委員の任期</p> <p>(3) 応募資格及び応募方法</p> <p>(4) 募集する人数及び選考方法</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>5 執行機関等は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名及び選任の区分を公表するものとします。</p>			
<p>会議の公開等</p>	<p>(審議会等の会議及び会議録)</p> <p>第9条 審議会等の会議は、公開するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公開しないことができます。</p> <p>(1) 法令の規定により公開しないとされているとき</p> <p>(2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合</p> <p>(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障があると認められるとき</p> <p>2 執行機関等は、審議会等の会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を公表するものとします。ただし、会議を公開しないとき又は緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りではありません。</p> <p>(1) 会議の名称</p> <p>(2) 会議の開催日時</p> <p>(3) 会議の開催場所</p> <p>(4) 会議の議題</p> <p>(5) 会議の傍聴人の定員</p> <p>(6) 会議の傍聴手続</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>3 執行機関等は、審議会等の会議を傍聴する者に対して、資料の配布等により、会議の内容について理解を深められるよう努めるものとします。</p> <p>4 執行機関等は、審議会等の会議が開催されたときは、次に掲げる事項を明らかにした会議録を作成し、不開示情報を除き、公表するものとします。</p> <p>(1) 会議の開催日時、開催場所、出席者氏名及び傍聴人数</p> <p>(2) 会議の議題</p> <p>(3) 会議での検討に使用した資料等の内容</p> <p>(4) 会議における発言の内容及び議事の経過</p> <p>(5) 会議の結論</p> <p>(6) その他必要な事項</p>		<p>4 審議会等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。</p> <p>(1) 法令等の規定により公開しないとされている場合</p> <p>(2) 審議等の内容に安城市情報公開条例(平成12年安城市条例第49号)第7条各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合</p> <p>(3) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合</p> <p>5 市長その他の執行機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、会議の開催日時、開催場所、議題等を事前に公表するよう努めるものとする。</p> <p>6 市長その他の執行機関は、審議会等の会議録を作成し、非開示情報を除き、速やかに公表するよう努めるものとする。</p>	

意向調査の実施等	<p>(アンケート)</p> <p>第13条 アンケートは、一定の質問形式で多くの市民の意見を収集する必要がある場合に実施するものとします。</p> <p>2 執行機関等は、アンケートを実施するときは、その実施時期、目的、対象者等を公表するものとします。</p> <p>3 執行機関等は、アンケートを実施したときは、不開示情報を除き、その結果を公表するものとします。</p>			
意見交換会等の開催等	<p>(市民懇談会)</p> <p>第11条 執行機関等は、市民懇談会を開催するときは、開催日時、開催場所、議題等を公表するものとします。</p> <p>2 執行機関等は、市民懇談会を開催するときは、政策の説明に関する資料の充実を図る等、参加者の理解を深められるよう努めるものとします。</p> <p>3 執行機関等は、市民懇談会を開催したときは、開催記録を作成し、不開示情報を除き、公表するものとします。</p>			
公聴会の開催の手續				
ワークショップ	<p>(ワークショップ)</p> <p>第12条 執行機関等は、ワークショップを実施するときは、開催日時、開催場所、議題、傍聴手續等を公表するものとします。</p> <p>2 ワークショップは、公開するものとします。</p> <p>3 ワークショップの参加者は、その運営に協力するよう努めるものとします。</p> <p>4 執行機関等は、ワークショップを実施したときは、開催記録を作成し、不開示情報を除き、公表するものとします。</p>			
意見公募手續(パブリックコメント)の実施	<p>(パブリックコメント)</p> <p>第10条 執行機関等は、パブリックコメントを実施するときは、次に掲げる事項を公表するものとします。</p> <p>(1) 政策の案及び資料</p> <p>(2) 政策の案を作成した趣旨、目的及び背景</p> <p>(3) 意見の提出先、提出方法及び提出期間</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>2 執行機関等は、パブリックコメントにおける意見の提出期間を、原則として政策の案を公表した日から起算して30日以上設けるものとします。ただし、緊急その他やむを得ない理由のあるときは、理由を公表して30日未満とすることができます。</p> <p>3 パブリックコメントにより意見を提出できる者は、市民及び執行機関等が別に定める者としてします。</p> <p>4 パブリックコメントにより意見を提出する者は、住所、氏名等を明らかにするものとします。</p>		<p>(パブリックコメント)</p> <p>第10条 市長その他の執行機関は、パブリックコメントを実施しようとするときは、次に掲げる事項を事前に公表するものとする。</p> <p>(1) 対象事項の案</p> <p>(2) 対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景</p> <p>(3) 市民が対象事項の案を理解するために必要な関係資料</p> <p>(4) 意見の提出方法、提出期間及び提出先</p> <p>2 市民が意見を提出できる期間は、30日以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 市民は、意見を提出しようとするときは、住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)を明らかにするものとする。</p>	

	<p>5 パブリックコメントにおける意見の提出は、可能な限り多様な方法により行うものとします。</p> <p>6 執行機関等は、提出された意見の概要及び提出された意見に対する執行機関等の考え方を、第6条第2項の規定に基づき公表するものとします。</p>			
政策提案 手続	<p>(市民政策提案)</p> <p>第14条 市民(18歳未満の個人を除きます。)は、その10人以上の連署をもって、その代表者から執行機関等に対し、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案することができます。ただし、第3条第2項各号に掲げるものを除くものとします。</p> <p>2 執行機関等は、政策の目的、提案の方法その他提案に必要な事項を公表して、市民に対して、政策の提案を求められます。</p> <p>3 執行機関等は、提案された政策について、総合的かつ多面的に検討し、第6条第2項の規定に基づき公表するとともに、提案した市民(代表者がいる場合は、その代表者)に対して、通知するものとします。</p> <p>4 執行機関等は、市民政策提案を受けた日から3月以内に、前項の公表及び通知を行うものとします。ただし、やむを得ない理由のあるときは、この限りではありません。</p>		<p>(市民政策提案手続)</p> <p>第11条 市民は、市長その他の執行機関が市民参加を求める場合のほか、対象事項の範囲において、10人以上の市民の連署をもってその代表者から市長その他の執行機関に対して自発的に政策の提案をすることができます。</p>	
市民 登録 制度				
意見 等 の 取 扱 い	<p>(意見等の取扱い)</p> <p>第6条 執行機関等は、市民参加手続において表明された市民の意見及び提案(以下「意見等」といいます。)を総合的かつ多面的に検討するものとします。</p> <p>2 執行機関等は、意見等の検討を終えたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表するものとします。ただし、江南市情報公開条例(平成15年条例第2号)第7条各号に規定する不開示情報(以下「不開示情報」といいます。)に該当するものは、公表しません。</p> <p>(1) 意見等の内容</p> <p>(2) 意見等の検討経過、検討結果及びその理由</p>	<p>(意見等の取扱い)</p> <p>第9条 実施機関は、市民参加手続を経て提出された市民の意見等について、公平性、公益性、経済性等に留意の上、取り扱わなければならない。</p> <p>2 実施機関は、自発的な市民参加があった場合は、市民からの意見又は提案の内容がこの条例の趣旨に沿うと認められるものについては、前項に準じた取扱いをするよう努めなければならない。</p>	<p>(意見の取扱い)</p> <p>第12条 市長その他の執行機関は、市民参加があった場合は、市民からの意見を総合的かつ多面的に検討するものとする。</p> <p>2 市長その他の執行機関は、意見の検討を終え、意思決定を行ったときは、速やかに当該意見の検討結果を公表するものとする。ただし、その内容に非開示情報が含まれている場合は、この限りでない。</p>	
第三 者 機 関			<p>(推進評価会議の設置)</p> <p>第13条 市民参加を適切に推進するため、市長の附属機関として安城市市民参加推進評価会議(以下「推進評価会議」という。)を設置する。</p> <p>2 推進評価会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。</p> <p>(1) この条例の運用状況に関する事項</p> <p>(2) この条例の見直しに関する事項</p> <p>(3) 市民参加の実施状況の評価に関する事項</p> <p>(4) その他市民参加の推進評価に関する事項</p>	<p>(協働推進会議の設置)</p> <p>第10条 市民協働の推進に関する事項を審議するため、安城市市民協働推進会議(以下「協働推進会議」という。)を設置する。</p> <p>2 協働推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。</p> <p>(1) 公募による市民</p> <p>(2) 学識経験を有する者</p> <p>(3) その他市長が必要と認める者</p>

			<p>3 推進評価会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。</p> <p>(1) 公募による市民</p> <p>(2) 学識経験を有する者</p> <p>(3) その他市長が必要と認める者</p> <p>4 市長は、前項の規定により推進評価会議の委員を委嘱する場合は、当該委員の総数の5分の1以上を公募による市民とするよう努めるものとする。</p> <p>5 推進評価会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>3 市長は、前項の規定により協働推進会議の委員を委嘱する場合は、当該委員の総数の5分の1以上を公募による市民とするよう努めるものとする。</p> <p>4 協働推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、協働推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
住民投票				
市民活動の支援				<p>(市の基本施策)</p> <p>第9条 市は、前条の規定に基づき、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(1) 人材の育成に関すること。</p> <p>(2) 活動場所の充実に関すること。</p> <p>(3) 財政的支援に関すること。</p> <p>(4) 情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、市民協働を推進するために必要なこと。</p>
協働の記述				
条例の見直し			<p>(条例の見直し)</p> <p>第16条 市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとする。</p>	
委任	<p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。</p>	<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>